**平成２６年（フ）第４０号**
宮崎県延岡市緑ケ丘３丁目15番29号、前住所東京都世田谷区赤堤２丁目35番２号　ドエル赤堤２－Ｂ
債務者　渡邉　俊幸
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２６年（フ）第１１７号**
鹿児島県鹿児島市伊敷６丁目13番３号　コーポインターＢ棟101号
債務者　山野　亘勝
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２６年（フ）第２号**
山梨県大月市富浜町鳥沢909番地　市営横吹団地２－205号
債務者　佐藤　利男
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２６年（フ）第２６号**
長野県伊那市狐島4310番地３
債務者　牧田　元起
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２６年（フ）第６１号**
広島県呉市栃原町1240番地の１
債務者　鎌田　英樹
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２６年（フ）第６６号**
広島県呉市宮原12丁目６番６号
債務者　中川　節子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２６年（フ）第３２号**
佐賀県唐津市紺屋町1675番地２　プルミエール唐津703号
債務者　池田　憲治
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２６年（フ）第１０２号**
青森県上北郡七戸町字森ノ上87番地１　ききょう団地５－３号
債務者　金澤　繁子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第５９号**
千葉県松戸市牧の原２番地の65　牧の原公団住宅１街区19棟804号
債務者　佐伯　　学
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２６年（フ）第９５号**
千葉県柏市大津ケ丘４丁目29番地６　パティオしょうなん103号
債務者　工藤　勝義
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２６年（フ）第１３０号**
千葉県流山市大字中野久木563番地の150　根本方
債務者　味水　秀彦
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２６年（フ）第１３１号**
千葉県流山市大字中野久木563番地の150　根本方
債務者　味水　妙子（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２６年（フ）第１４８号**
千葉県松戸市大金平４丁目312番地の30　ユーホリア・Ｔ305号
債務者　渡辺　孝一
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２６年（フ）第１８６号**
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷１丁目９番３号　駅前グリーンハイム202
債務者　丹羽　俊昭
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２６年（フ）第３８９号**
神戸市中央区旗塚通５丁目１番８号　４Ｆ、従前の住所神戸市中央区熊内町２丁目３番20号　303
債務者　竹内　惠子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第５７号**
青森県弘前市大字小栗山字川合119番地85　池野方
債務者　石岡　晶仁（旧姓池野）
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
青森地方裁判所弘前支部